

住宅を購入する際に間違わない火災保険の選び方

住宅を購入する際には、融資を受け

た金融機関や建物を建てた建築業者、取引をした不動産業者からすすめられた火災保険に入らなければいけないと思っ

ている方が多いと思いますが、火災保険の契約を融資等の条件にするこ

とは保険業法で禁じられた「抱き合わせ販売」に当たり認められていません。

住宅購入の際、諸々の手続きが膨大なため、火災保険はつい後回しにしてしまいがちとなり、すすめられるがままに契約をしてしまうケースが多い様です。少し先回りして、信頼のおける先で納得した補償内容と保険期間を検討することをおすすめします。

火災保険は、失火やもらい火による火災の損害補償のために加入します。しかし実際の支払い件数が最も多いのは、台風やゲリラ豪雨による床上浸水などの水災や、時々ニュースで報じられる竜巻のような風、雹(ひょう)、雪などの自然災害による損害なのです。

自然災害で個人の財産が失われても、原則として国や自治体からの補償は受けられません。法律に基づく被災者支援制度もあるにはありますが、あくまでも被災者の生活の立て直しを一時的に支援するにとどまるものであり、多くは所得制限がありますので補償内

容には注意が必要です。

また従来の火災保険では、いざというときの保険金お支払時に再度評価を行うため、物価の変動などによりご契約時の保険金が全額補償されないことがあります。この問題を解決するため、最近ではご契約時の評価をそのまま維持し、保険金額を限度として実際の損害額を受取ることのできる保険を導入している会社もあります。

気をつけていただきたいのが、「建物」のみに火災保険を付けている場合、家具や家電製品などの家財の損害は補償されません。建物が火災による損害をあまり受けていない場合（ぼや火災）でも、家財は火災による損害や消火活動による水濡れ損害で全損に近い損害を受けることがあります。「家財」にも火災保険をつけていければ安心です。

私は地元諏訪にて22年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元にご貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに感謝申し上げます。

保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



(株)アスト・コンサルティング
代表取締役 松澤 毅